

会 員 各 位

柏市医師会 担当理事 平野 江利香

令和5年度 特定健康診査（柏市国保）・75歳以上の健診及び 特定保健指導の実施について

師走の候 先生にはますますご健勝のことと存じます。

さて、令和5年度の特定健診（柏市国保）・75歳以上の健診及び特定保健指導につきまして、ご案内申し上げます。

実施についてご協力いただける場合は、別添の登録票A票にご記入頂き、1月13日(金)までに医師会事務所にファックスでご返送をお願いいたします（FAX番号：7147-1711）。

《健診の実施期間》

・ 令和5年6月1日～令和6年1月31日

《健診等の対象者・委託料》

| 健診の種類 | 健診内容 | 対象者 | 委託料(税込) | | |
|--------------------------|--|---|--|--------------|-----------------|
| 特定健康診査 必須診査項目 | 1) 問診 2) 身体計測 (身長・体重・腹囲・BMI) 3) 身体診察 (理学的検査) 4) 血圧測定 5) 尿検査 (糖・タンパク) 6) 血液検査* 7) メタボリックシンドローム判定 8) 保健指導レベル判定 9) 健診結果説明および返却 10) 特定保健指導対象者への相談案内 | 40歳～74歳の 柏市国保加入者 (国保人間ドックを受診した者を除く) | 9,782 円 (国保連合会への電子データ作成費用を含む) | | 国保連合会へ 電子化請求 |
| 75歳以上の 健康診査 必須検査項目 | 1) 問診 2) 身体計測 (身長・体重・BMI) 3) 身体診察 (理学的検査) 4) 血圧測定 5) 尿検査 (糖・タンパク) 6) 血液検査* 7) 健診結果説明および返却 | 千葉県後期高齢者医療に加入している 柏市民 (後期高齢者人間ドック受診者を除く) | 9,782 円 (国保連合会への電子データ作成費用を含む) | | |
| 上記2健診の 選択診査項目 | 1) 心電図検査<12誘導> 【健診実施機関での選択項目】 | 上記健診受診者の内基準に該当する者及び 医師が個別に必要と判断した者 | 1,430 円 | | |
| | 2) 眼底検査 精密眼底検査(眼底カメラ必須)、眼圧測定 【健診実施療機関 または眼科専門機関での実施】 | 上記健診受診者の内、健診実施医療機関の 医師が必要と認めた者 | 健診 機関 | 眼底 2,002 円 | 柏市へ 請求 |
| | | | | 眼底眼圧 2,904 円 | |
| | | | 眼科 専門 | 眼底 5,170 円 | |
| | | | 眼底眼圧 6,072 円 | | |
| プレ 特定健康診査 | 必須検査項目は、特定健診に準じる 選択診査項目も、特定健診に準じる | 39歳の柏市国保加入者 | 9,482 円 選択診査項目は特定健診に準じる (1,400円は受診者負担) | | |
| 18歳から38歳の 健康診査 | 特定健康診査に準じる。 ※但し「選択診査項目」「保健指導レベル判定」「特定保健指導対象者への相談案内」は行わない。 | 18歳～38歳の柏市国保加入者で 保健事業利用券を交付された者 | 9,482 円 | | |
| 柏市健康診査 | 対象者の年齢により、特定健康診査または75歳以上の健診に準じます ・但し、特定健康診査の内容に準じて実施した場合でも、「保健指導レベル判定」「特定保健指導対象者への相談案内」は行わない | 無保険者のうち 申し込みをした 40歳以上の市民 | 9,432 円 選択診査項目は特定健診に準じる | | |

※血液検査項目

特定健康診査・75歳以上の健康診査・柏市健康診査：血清脂質（中性脂肪、HDL-C、LDL-C）、non-HDL コレステロール（総コレステロールを測定し、算出）、肝機能（GOT、GPT、γ-GTP）、血糖（空腹時血糖、HbA1c）、腎機能（血清クレアチニン、eGFR）、血清尿酸、貧血検査（赤血球数、ヘモグロビン、ヘマトクリット）

《プレ特定健診について》

令和5年度も「18歳から39歳までの健診」のうち、39歳の対象者について特定健診と同等の検査を実施します。対象者は、昭和58年4月1日から昭和59年3月31日までに生まれた柏市国保加入者です。記録票は特定健診と同じ用紙を使用しますが、柏市に直接請求となります。

《特定保健指導》

| 支援の別 | 内 容 | | 委託料(税込) | | 備 考 |
|------|----------------|-----|---------|------|-----------|
| | | | 面接 | 電話 | |
| 動機付け | 初回支援 | | 6,270円 | | 初回面接シート提出 |
| | 初回支援 (分割実施) | 1回目 | 5,335円 | | |
| | | 2回目 | 3,003円 | 803円 | |
| | 実績評価 | | 3,278円 | 803円 | 実績評価シート提出 |
| 積極的 | 初回支援 | | 6,270円 | | 初回面接シート提出 |
| | 初回支援 (分割実施) | 1回目 | 5,335円 | | |
| | | 2回目 | 3,003円 | 803円 | |
| | 継続支援 | | 3,003円 | 803円 | 支援記録シート提出 |
| | 実績評価 | | 3,278円 | 803円 | 実績評価シート提出 |

《特定保健指導について》

- 生活習慣改善のための3カ月間にわたる継続的な保健指導を行います。
- 実施期間は令和5年6月1日～令和6年9月30日（令和5年度に開始した保健指導が終了するまで）。
- 特定保健指導を受託しない場合は、従来通り柏市の特定保健指導をご紹介下さい。
- 詳しくは「令和5年度 特定保健指導実施機関における特定保健指導の流れ」（別添）をご参照ください。

《留意事項》

※お引受け頂いた項目については、1年間継続して実施して頂きますようお願いいたします。

- 眼底検査を眼底検査実施医療機関で実施した場合は、眼底検査実施医療機関から柏市へ「眼底検査委託料」を請求し、柏市から直接支払われる方式です。このため特定健診実施医療機関においては、眼底検査委託料を除いた金額を国保連合会へ請求します。
- 特定健康診査実施医療機関には、心電図検査実施可能であることが求められています。
- 柏市では、「柏市で行う肝炎ウイルス検査」・「柏市骨粗しょう症検査」の対象者に原則特定健診との同時実施をすすめています。
- 詳しくは令和5年5月に開催予定の医療機関説明会でご案内いたします。

《登録方法》 **A票**の特定健診及び特定保健指導の欄に記載してください。